

2) 被措置児童等虐待に関する窓口の周知

都道府県（担当部署）、児童相談所においては、

- ① いわゆる「子どもの権利ノート」を活用する（相談先電話番号の記載、相談内容を記載して送ることができるはがきの添付等により被措置児童等が届出を行いやすくする）
- ② 休日・夜間においても対応できる電話相談を設ける
- ③ メールやはがき等様々な方法で届出ができるよう工夫する
- ④ 関係機関においても、周知・広報を行うよう依頼する

等により、被措置児童等に対し届出ができることの周知を図るとともに、被措置児童等虐待に関する情報が速やかに集まるような体制を整える必要があります。

また、発見者から速やかに通告が受けられるように、被措置児童等虐待を発見した者に通告義務がかかることについて、十分な周知・広報を行います。具体的には、通告受理機関の機関名や連絡先、夜間・休日の連絡先となる電話番号などを市町村や学校、その他の公的な機関などを通して周知する必要があります。

被措置児童等虐待の通告受理機関は、都道府県（担当部署）と都道府県児童福祉審議会以外は、児童虐待防止法の通告受理機関と同様の機関としていることから、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）などによく連携を図りつつ、在宅の児童虐待に関する通告の連絡先が被措置児童等虐待の通告の連絡先も兼ねるようにするなど、適宜工夫しながら適切な体制を整備することが必要です。

3) 早期発見のための体制整備

都道府県（担当部署）においては、被措置児童等虐待の早期発見・早期対応を図るため、虐待が起こる前から、関係者の連携と対応の体制を整え、被虐待児童等も地域の子どもの同様地域で見守るといった共通認識をつくっておく必要があります。

都道府県（担当部署）や児童相談所は、定期的に関係者が集まる場（例えば、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会））などを活用し、被措置児童等の状況についての認識の共有を働きかけるほか、子どもの通う学校と、子どもの担当の児童相談所が普段から連絡を取り合うなど、子どもの状況の変化に関係者がすぐに気づくことができるような体制としておくことが必要です。

また、都道府県（担当部署）や児童相談所は、被措置児童等の措置・委託先である施設等ともよく連絡・コミュニケーションを図り、被措置児童等の状況や、施設等における養育の体制等についてよく把握するとともに、勉強会の開催等を通じて子どもの権利擁護の観点からの認識共有を進めることが必要です。

こうした取組を通じて、被措置児童等虐待がどのような場合に起こりやすいか、子どもがどのようなシグナルを発するのか、虐待に気づいた場合にはどのような対応が必要か等について、関係者に十分に理解してもらっておくことが必要であるとともに、それぞれの関係者の役割分担や対応方法についてルールを定め、具体的な

対応のシミュレーションをしておくことが考えられます。

4) 都道府県児童福祉審議会の体制整備

被措置児童等虐待について、都道府県児童福祉審議会は、通告受理機関、届出受理機関とされています（児童福祉法第33条の12第3項）。同審議会が受理した通告や届出については、都道府県（担当部署）へ速やかに通知することになります（児童福祉法第33条の15第1項）。

また、都道府県（担当部署）は、被措置児童等虐待に関する事実確認や保護等の措置を採った場合には、都道府県児童福祉審議会へ報告しなければなりません（児童福祉法第33条の15第2項）。

被措置児童等虐待に対応するため、都道府県児童福祉審議会の体制（都道府県児童福祉審議会そのもので審議するのか、専門の部会を設置するのか、現行の被措置児童等の措置を決定する部会の審議事項を拡大するのか等）については、各都道府県において判断いただくこととなりますが、通告・届出の受理を適切に行うことや都道府県（担当部署）からの報告に速やかに応じることができることなどを含め、実効性の高い体制を整えておく必要があります。

※ 都道府県児童福祉審議会の体制等についての詳細は9. を参照

5. 初期対応

1) 相談・通告・届出への対応

ア 情報の集約・管理の仕組みの整備

被措置児童等虐待については、都道府県（担当部署）において、通告や届出の受理から、情報収集、決裁・方針決定などに至る仕組みについての基本的なルールを定め、通告や届出がされた事案に係る児童等の情報から個別ケースへの対応の内容に及ぶ記録等を整備し、運用の管理を行うことが必要です。

最終的に情報を集約・把握し、必要な対応を講じるのは都道府県（担当部署）であるので、各都道府県（担当部署）が主体となって、本ガイドラインを参考に、通告や届出があった際に何を把握する必要があるのか、受理機関は、都道府県（担当部署）の誰にいつまでに何を連絡する必要があるか等についてあらかじめ定め、通告や届出の受理機関のいずれもが都道府県（担当部署）へ必要な事項を連絡することができるようにしておくことが重要です。

イ 通告等の受理時に確認する事項等

(通告受理機関及び届出受理機関が通告等を受理する際に留意すべき点について)

被措置児童等虐待に関する通告者や届出者は、通告や届出をすることによって責任を問われたり、恨まれることがあるのではないかなどの不安をもっている可能性もあります。また、通告や届出の内容が虚偽であったり、事案が過失による事故である可能性も考えられます。

いずれにしても、通告受理機関及び届出受理機関においては、通告者や届出者に不安を与えないように配慮するとともに、正確な事実を把握することが必要です。

このため、通告や届出を受理した場合は、まず通告者や届出者から虐待を発見等した状況等について詳細に説明を受け、被措置児童等虐待に該当するかどうか等の判断材料となるよう情報を整理します。

また、被措置児童等虐待を受けているかどうかの確証が得られていない状況であっても、通告や届出のあった場合においては同様に、「虐待を受けたと思われる」状況について詳細に説明を受け、被措置児童等虐待に該当するかどうか等の判断材料となるよう情報を整理します。

被措置児童等本人からの電話の場合には、自分のことではなく、友人のこのように装ったり、いたずらやふざけているような内容で連絡がある場合があります。特に、性的虐待のケースの場合、最初から性的虐待を受けているという訴えをすることは少ないと考えられます。

このような電話の場合には、被措置児童等虐待かどうかの結論を急がず、子どもが安心して話せると感じるように受容的に話を聞き、子どもの訴えの内容が把握できるまで、また、子どもの居場所等が特定できるような情報を子どもが話すようになるまで丁寧に配慮をもって話を聞くことが必要です。さらに、相談の電話に対しては、まず、よく電話してくれたこと、その勇気をたたえることが大切です。

また、被措置児童等に関する一般的な相談を装った電話がある場合もあります。施設職員の場合、他の職員等との関係から、被措置児童等虐待の疑いを持っていても通告をためらっていることも考えられます。

このような場合、相談者が「虐待」という言葉を使わないとしても、少しでも気になる点があれば、よく話を聞き、子どもが特定できるような情報を可能な限り把握するほか、情報が不足しているままで電話を切られそうになる場合などには、再度電話をしてもらうことをお願いするなど、被措置児童等の安全が確保されるように留意します。

いずれの場合であっても、相談を受けた職員は、被措置児童等の状況等相談の内容から虐待が推測される場合には、その後の対応を念頭において相談を進める心構えが必要です。

また、通告者や届出者が匿名を希望する場合がありますが、匿名による通告や届出、情報提供や連絡であっても、できるだけ丁寧に内容を聞く必要があります。